

あの「保険王」がお客様の声を受けて、よりわかりやすく、より魅力的に進化しました！

変化する人生に、
進化する保険を。

保険王 プラス plus

誕生！

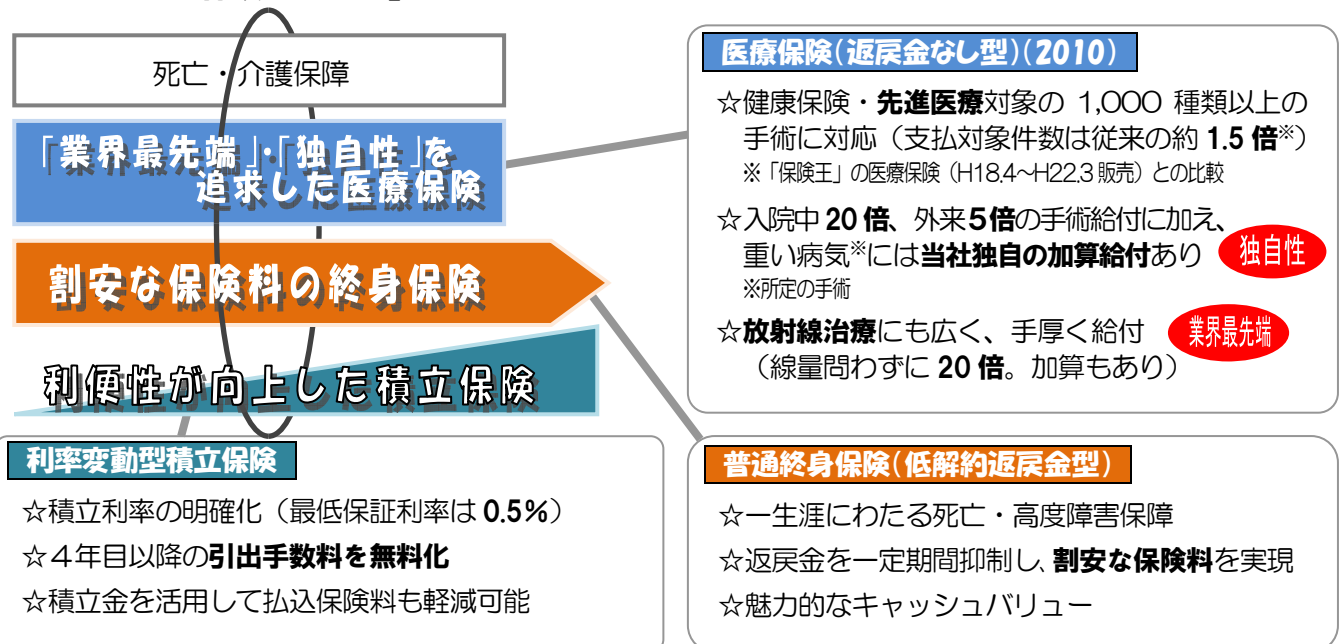
朝日生命保険相互会社（社長 佐藤 美樹）は、平成22年4月2日より、「保険王プラス」を発売いたします。

平成13年に発売した「保険王」は、お客様のライフステージに合わせて単体の契約を組合せ可能な保険であり、ご契約後もライフステージの変化に合わせて保障内容を見直せる画期的な仕組みを、多くのお客様からご支持いただき、発売以降、累計で約200万件のご契約をいただいております。

今回、この「保険王」が、お客様からの様々なご要望を受け、9年ぶりの主力商品「保険王プラス」として、よりわかりやすく、より魅力的に進化しました！

「保険王プラス」のベースとなる「**利率変動型積立保険**」の開発とともに、新たな保障ユニットとして「**医療保険（返戻金なし型）（2010）**」「**普通終身保険（低解約返戻金型）**」をラインナップに加え、より多くのお客様のニーズにお応えできる商品となりました。

進化する保険「保険王プラス」はこれからも進化し続けます。



1. 「保険王プラス」開発の背景

1. 「保険王」に対するお客様からの声

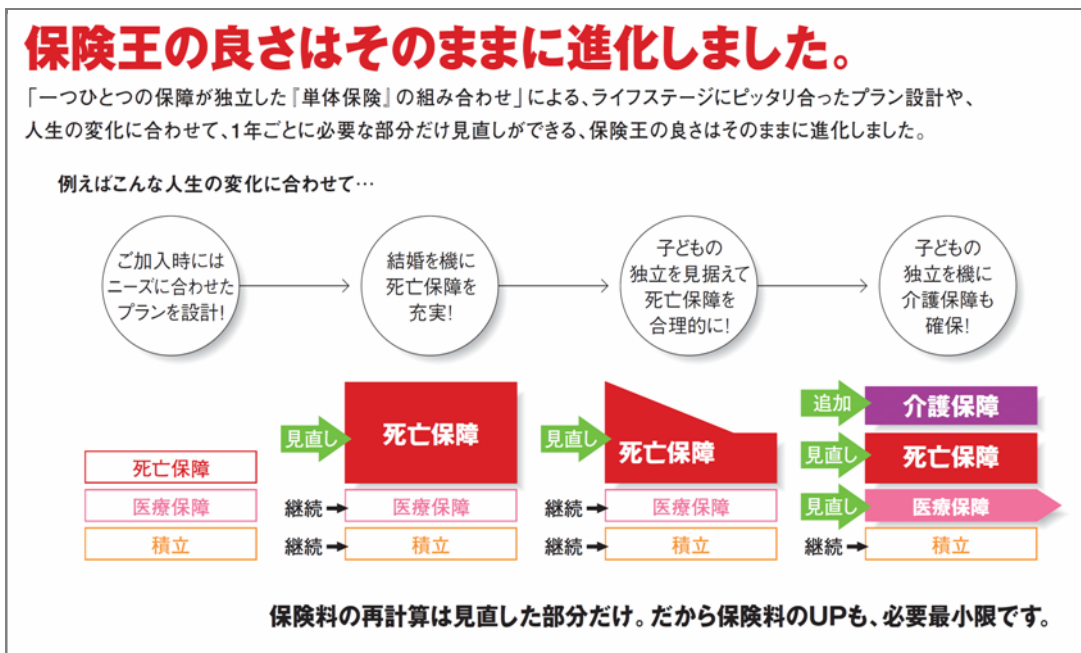
「保険王」は「利率変動積立型終身保険」をベースとした**単体商品の組み合わせ**であり、加入時の保障の**組み合わせの自在性**や、加入後の**保障見直しの自在性**などが、お客様に幅広くご支持いただいておりますが、一方で、これまでにお客様からは数々の「**改善要望**」をいただいております。

＜お客様からいただいた主な改善要望(抜粋)＞

- 加入時から終身保障を準備できるといいのだが…
 - 積立金の利回りをわかりやすくできないものか
 - 積立金の引出手数料がもう少し安くなるとうれしい
 - どういう手術で給付金がもらえるのか、約款を見てもわかりにくい
 - 手術を受けたのに、給付金がもらえなかった
- など

2. 具体的な開発内容（「利率変動型積立保険」と2つの保険ユニットの開発）

こういった「声」ひとつひとつについて、**とことんまで追求**し、「**保険王を超える保険**」を開発しようと取り組んだ結果、今までの「保険王」の持つ**優れた機能や理念**を引き継ぎつつ、**さらなる進化**を加えることで**新しい「保険王」**を開発しようとの結論に至りました。



具体的には、「利率変動積立型終身保険」を基に**より利便性を追求**した、「**保険王プラス**」のベースとなる「**利率変動型積立保険**」を開発しました。

また、**医療保障**については、健康保険・**先進医療**対象の**1,000種類以上**の手術をお支払い対象(支払対象件数はこれまでの**1.5倍***)とし、重い病気(所定の手術)には**当社独自の加算給付**で手厚く保障し、そして今後増加が見込まれる**放射線治療**を手厚く保障するなど、**業界最先端・独自性を追求**した商品として「**医療保険(返戻金なし型)(2010)**」を開発しました。

※「保険王」の医療保険(H18.4~H22.3販売)との比較

さらに、**お客様ニーズに応える**ため、ご契約後一定期間の返戻金を抑制することで**割安な保険料**を実現した一生涯の死亡保障「**普通終身保険(低解約返戻金型)**」を保険ユニットに追加しています。

II. 「利率変動型積立保険」

1. 特長

(1) 積立利率の明確化

新たに「**積立利率**」を設定し、積立金の**利回りがわかりやす**くなりました。積立利率は**最低保証利率を0.5%**としております。

※実際には、積立金の計算は毎月行い、その都度円単位の端数処理を行うため、「積立利率」と「利回り」とはわずかに異なることがあります。

(2) 4年目以降の引出手数料無料化

「利率変動積立型終身保険」では、経過年数にかかわらず、積立金の引出し時には積立金減少額の1%を引出手数料としていただいておりますが、「利率変動型積立保険」では、引出手数料を、契約後3年間は引出金額の1%、**4年目以降は無料**としました。

引出手数料の引き下げにより、これからは、より使い勝手良く、積み立てができるようになります。

(3) 保障の見直しや保険料調整機能

「利率変動積立型終身保険」同様、お客様のライフステージに応じた**保障内容の見直し**や、**積立金を払込保険料の調整に活用できる**といった機能があります。

2. 給付内容

	支払事由	支払金額
死亡給付金	死亡したとき	積立金額
災害死亡給付金	災害で死亡したとき	積立金額×1.5倍

3. 契約年齢範囲

1～75歳

4. 保険期間

終身

※本商品の詳細については、商品パンフレット、ご契約のしおり-定款・約款をご覧ください。

Ⅲ. 「医療保険（返戻金なし型）（2010）」

1. 特長

(1) わかりやすく、幅広い手術保障（健康保険・先進医療対象の1,000種類以上の手術に対応）

健康保険・先進医療対象の手術であれば、**軽微な8つの手術を除いてすべて保障する**という、わかりやすく、幅広い手術給付金としました（手術給付金の支払対象件数は**従来の医療保険の約1.5倍***）。給付金額も**入院の有無**（入院中は入院給付金日額の**20倍**、外来は入院給付金日額の**5倍**）で決まるため、**お客様ご自身で判断**いただけます。

さらに、**当社独自の加算給付**として「**がん**」「**脳**」「**心臓**」に対する所定の手術には入院給付金日額の**20倍を加算**してお支払いしますので、身体的・経済的に負担の大きな手術でも安心です。

※「保険王」の医療保険（H18.4～H22.3販売）との比較

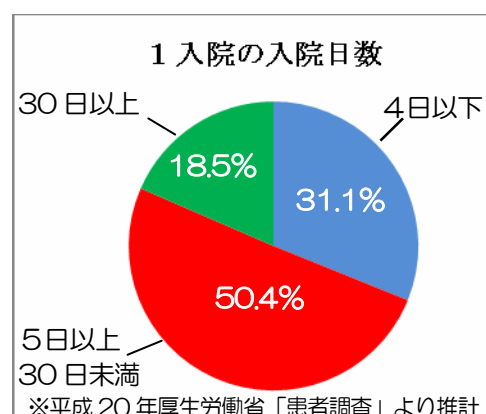
(2) 放射線治療にも幅広く、手厚く保障（照射線量にかかわらず一律保障）

健康保険・先進医療対象の**放射線治療**であれば、**照射線量にかかわらず**、入院給付金日額の**20倍**をお支払いいたします（従来の保険では、照射線量が50グレイ以上か未満かによって給付金額が異なっておりました）。

さらに、**脳に対する定位放射線照射・粒子線照射**に対しては経済的な負担を考慮して、入院給付金日額の**20倍を加算**してお支払いします。

(3) 30日以内の入院を特に手厚く保障

がっちり30 をお選びいただければ、**入院当初30日間**の入院給付金を**倍額保障**いたします。入院の短期化が進み、入院患者の8割が30日以内で退院する現在、入院当初30日間を重点的に保障する「医療保険（返戻金なし型）（2010）」は、より合理的にお客様のお役にたてると考えております。



2. 販売ラインナップ

	がっちり30		がっちり30
I型	II型	III型	IV型
基本タイプ	基本タイプ +入院初期重点給付金	基本タイプ +健康祝金	基本タイプ +入院初期重点給付金 +健康祝金

※ **がっちり30** は、II型・IV型の販売愛称です。

3. 給付内容

(1) 支払事由

	支払事由
入院給付金	1日以上入院したとき
入院初期重点給付金 (Ⅱ・Ⅳ型のみ)	
手術給付金	・健康保険対象の手術を受けたとき ^{※1} ・先進医療対象の手術を受けたとき
所定の手術	「がん」・「脳」・「心臓」に対する所定の手術 ^{※2}
放射線治療給付金	健康保険・先進医療対象の放射線照射または温熱療法を受けたとき
所定の放射線治療	脳に対する定位放射線照射・粒子線照射を受けたとき
特定検査給付金	特定検査（脳動脈・心臓に対する血管カテーテル検査、 <small>ふっくろきょう</small> 腹腔鏡検査、 <small>きょうくろ</small> 胸腔鏡検査、 <small>じゅうかくきょう</small> 縦隔鏡検査）を受けたとき
死亡給付金	死亡したとき (終身タイプ(有期払)の払込満了後のみ死亡給付金があります)
健康祝金 (Ⅲ・Ⅳ型のみ)	保険期間中の5年ごとの契約応当日の前日が終了する時または保険期間満了の時(終身タイプ(有期払)のときは保険料払込期間満了の時)に生存し、かつ、5日以上継続した入院に対する、入院給付金が支払われなかったとき

※1 一部対象外となる手術があります。

※2 がん組織摘出手術・開頭脳手術・開胸心臓手術

(2) 支払金額

	支払金額
入院給付金	入院給付金日額×入院日数 (1入院限度120日または360日 通算限度1,000日)
入院初期重点給付金	入院給付金日額×入院日数 (1入院限度30日 通算限度240日)
手術給付金	外来で受けた場合、入院給付金日額×5倍 入院中に受けた場合、入院給付金日額×20倍
所定の手術	上記に加算して入院給付金日額×20倍
放射線治療給付金	入院給付金日額×20倍(60日に1回限度)
所定の放射線治療	上記に加算して入院給付金日額×20倍(60日に1回限度)
特定検査給付金	入院給付金日額×5倍(60日に1回限度)
死亡給付金	入院給付金日額×10倍
健康祝金	入院給付金日額×5倍

4. 契約年齢範囲

1～75歳

5. 保険期間

	保険期間
定期タイプ	5～22年（1年きざみ）、30年、50～80歳（5歳きざみ）
終身タイプ	終身（保険料払込期間：60～80歳（5歳きざみ）、終身）

6. 保険料例

入院給付金日額5,000円、月払口座、120日型

<定期タイプ：保険期間10年>

	男性		女性	
	I型	II型	I型	II型
20歳	1,475円(▲10)	2,080円(▲180)	1,820円(+170)	2,570円(▲25)
30歳	1,820円(▲115)	2,615円(▲360)	2,370円(+275)	3,275円(+20)
40歳	2,390円(▲120)	3,415円(▲405)	2,565円(+225)	3,585円(+25)
50歳	3,620円(▲60)	5,050円(▲460)	3,085円(+95)	4,240円(▲200)
60歳	5,850円(+100)	8,035円(▲475)	4,395円(▲100)	6,090円(▲555)
70歳	10,560円(+235)	14,250円(▲1,020)	7,400円(▲1,040)	10,120円(▲2,350)

※（ ）内は「新医療保険（返戻金なし型）」の保険料との差額

<終身タイプ：終身払>

	男性		女性	
	I型	II型	I型	II型
20歳	2,645円(▲90)	3,690円(▲420)	2,790円(+25)	3,865円(▲320)
30歳	3,425円(▲140)	4,760円(▲595)	3,405円(▲75)	4,695円(▲515)
40歳	4,575円(▲165)	6,310円(▲750)	4,105円(▲310)	5,660円(▲870)
50歳	6,340円(▲180)	8,640円(▲1,025)	5,245円(▲695)	7,180円(▲1,535)
60歳	8,965円(▲285)	12,105円(▲1,545)	7,050円(▲1,355)	9,640円(▲2,655)
70歳	13,015円(▲785)	17,410円(▲2,935)	9,805円(▲2,670)	13,315円(▲4,855)

※（ ）内は「新医療保険（返戻金なし型）」の保険料との差額

※本商品の詳細については、商品パンフレット、ご契約のしおり-定款・約款をご覧ください。

IV. 「普通終身保険（低解約返戻金型）」

1. 特長

（1）一生涯に渡る死亡・高度障害保障

加入当初から、一生涯の死亡・高度障害時の保障を確保できます。

（2）割安な保険料

一定期間の解約返戻金を抑えることで、割安な保険料を実現しております。

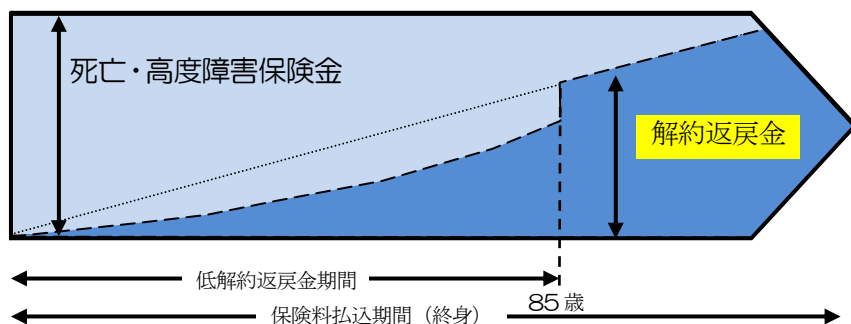
（3）魅力的なキャッシュバリュー※

一定期間経過後は死亡・高度障害保障に代えて、大きなキャッシュバリューを確保できますので、老後資金にご活用いただくことも可能です。

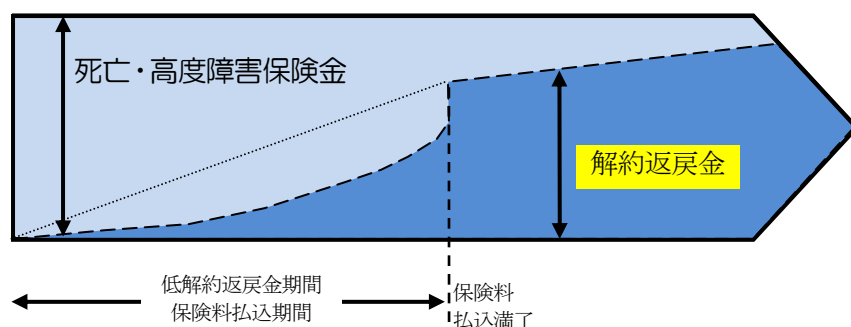
※キャッシュバリューとは解約返戻金のことです。

2. 仕組み図

〈終身払〉



〈有期払〉



3. 給付内容

	支払事由
死亡保険金	死亡したとき
高度障害保険金	責任開始の時以後の原因によって所定の高度障害状態になったとき

4. 契約年齢範囲

1～75歳

5. 低解約返戻金期間

保険料払込方法	低解約返戻金期間
終身払	85歳となる契約応当日の前日まで
有期払	保険料払込期間

6. 保険料例

保険金額 200 万円、月払口座

	男性		女性	
	終身払	60歳有期払	終身払	60歳有期払
20歳	1,848円	2,534円	1,604円	2,320円
30歳	2,362円	3,620円	2,020円	3,322円
40歳	3,192円	5,894円	2,646円	5,388円
50歳	4,550円	12,598円	3,628円	11,522円
60歳	6,900円	—	5,278円	—

※本商品の詳細については、商品パンフレット、ご契約のしおり-定款・約款をご覧ください。

V. 約款のCD-ROM化、サンクス割引制度の廃止

1. 約款のCD-ROM化

「保険王プラス」の「ご契約のしおり-定款・約款」冊子の**約款部分**について、お客様の利便性向上や地球環境へ配慮し、紙媒体に代えて**CD-ROM媒体**にてご提供することといたします。

※「ご契約のしおり」部分については、保険契約の申込みにあたってその内容をご説明する際に使用するため、従来どおり紙媒体にてご提供します。

これにより、約款規定に関して知りたい情報をお客様が**検索できるなどの電子媒体ならではの利便性**を提供するとともに、**冊子の軽量化**を実現します。

加えて、紙資源の使用量削減により、**地球環境保護にも貢献**することが可能となります。

なお、CD-ROM媒体を希望されないお客様には、従来どおり紙媒体にてご提供いたします。

2. サンクス割引制度の新規適用の廃止

「**サンクス割引制度**」は、平成11年4月以降の当社所定のご契約[※]について、ご本人およびその配偶者をご契約者としたご契約を通算し、その通算取引額に応じて保険料の割引を行う制度です。この割引制度は、通算対象の契約が満了や解約により消滅した場合に、他の契約の保険料が変更となるなど、仕組みが難しいとの声が多かったため、平成22年4月1日より、**新契約(更新・中途付加を含む)における「サンクス割引制度」の取扱いを廃止**します。

なお、平成22年3月31日時点で「サンクス割引制度」が適用されているご契約に関しては、平成22年3月31日時点の**割引水準に固定**した上で、**引き続き割引**を行います。

※「当社所定のご契約」とは、平成11年4月2日以降の「保険契約通算特約」を付加したご契約です。

以上